

第30回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年1月8日(金) 16:00～: 16:18

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第30回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、「障害福祉課 手話通訳者 山上 美紀(やまがみ みき)さん」と、同じく「障害福祉課 主査 長尾 和歌子(ながお わかこ)さん」のお二方です。

はじめに、「危機対策本部の対応状況」について、統括調整部長から説明がございます。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料をご覧くださいと思います。本日の本部の開催趣旨ではありますが、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言、及び政府の「基本的対処方針」の変更を踏まえた対応の確認」でございます。3の県の対応でございますが、各部の対応は2ページ以降となっております。前回からの追加変更箇所については、アンダーラインを引いておりますが、大きなところでは、17ページ、教育部、県立高校におけるクラスター発生に係る対応等がございます。この資料につきましては以上です。

○坂本危機管理局次長

「感染症の状況等」につきまして、健康福祉部より説明がございます。

○有賀健康福祉部長

それでは健康福祉部とある資料をご覧ください。

県内の発生状況でございます。まず、昨日16時30分時点の状況ですけれども、これまでに判明した感染者数が545名となっております。入院中の方が44名、宿泊療養施設利用者が49名、自宅療養されている方が3名ということでございます。検査の状況については10,878件ということで、相談件数については、1月6日現在ということになりますが、33,191件、コールセンターへの相談件数、これも6日時点ということになりますが、10,344件となっております。相談等の詳細については別紙をご参照ください。以上です。

○坂本危機管理局次長

次に、「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更等」について、統括調整部長より説明がございます。

○貝守統括調整部長

はじめに、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」という資料をご覧くださいと思います。1枚目が宣言でございますが、「1. 緊急事態宣言を実施すべき期間」として令和3年1月8日から2月7日までとする、「2. 緊急事態措置を実施すべき区域」については、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との区域となっております。緊急事態措置の具体的内容については、1月7日に変更された政府の基本的対処方針の14ページをお開きいただきたいと思います。「(3)まん延防止」ではありますが、「1)外出の自粛」については、特定都道府県は不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行う。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底するという事となっております。「2)の催物の開催制限」については、別途通知する目安を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に

沿った開催を要請するという事で、具体的には、屋内・屋外とも5千人以下、さらに屋内にあっては収容定員の50パーセント以内ということが目安となっております。15ページ「3) 施設の使用制限等」でございますが、①特定都道府県は飲食店に対する営業時間の短縮を20時までということで、酒類の提供は11時から19時までとするといった要請を行うということとなっております。それから、真ん中からちょっと下でございますが、「また、」以下のところで3行目、飲食店以外の他の施行令第11条に規定する施設、これは劇場とかパチンコ店とか博物館等になりますけれども、についても同様の働きかけを行うということでございます。ただし、学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除くというような取扱になっております。次のページ、16ページ、「4) 職場への出勤等」につきましては、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、テレワーク等を強力に推進するとなっております。それから、一番下「5) 学校等の取扱い」でございますが、学校設置者及び大学等に対して文部科学省が一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止策の徹底を要請するとなっております。その中段あたりでございますけれども、大学入学共通テスト、高校入試等については、予定どおり実施するとなっております。真ん中より少し下、「6) 緊急事態宣言が発出されていない場合の都道府県における取組等」、本県はこの緊急事態宣言が発出されていない場合の都道府県にあたります、外出の自粛等については、これまで本部会議等で説明したものが書かれてございます。それから、18ページに行きますと、催物の開催については、具体の考え方につきましては11月19日の本部会議で示したものと変更はございません。国の基本的対処方針の説明につきましては以上でございます。

これを踏まえて、次の「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針（令和3年1月8日変更）」、この資料をご覧くださいと思います。まず、現在の状況の内容につきましては、最新のものに記述を変更してございます。2の基本目標については、変更はございません。以下、重点対策等につきましては、先ほど説明した政府の基本的対処方針に沿って一部記述内容を見直してございます。そこで、今回の緊急事態宣言に伴う県民に対する協力要請の内容については、最後のページに別紙がございます。この別紙をご覧くださいと思います。変更があった箇所につきましてはアンダーラインを引いてあります。今回の協力要請の内容ですが、期間につきましては令和3年1月8日、本日から2月7日までとしております。「外出全般」であります。3の「特定都道府県との不要不急の往来は控えること」、それから、4の「特定都道府県から移動してきた方は、健康観察を徹底するとともに、人との接触は必要最小限にとどめること」、それから、5の「特定都道府県以外であっても、感染症患者が多数発生している地域への移動については、移動先の感染状況を踏まえ慎重に判断していただくとともに、移動先の自治体の実施する措置に従って慎重な行動をすること」、この3点につきましては、今回協力要請を変更したものでございます。私からの説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明等につきまして、なにか質問等ございませんでしょうか。

それでは本部長からの指示事項及び県民に向けたメッセージをお願いいたします。

○三村青森県危機対策本部長

只今、関係部長から報告があったとおり、昨日発出された政府の緊急事態宣言や、基本的対処方針の変更等を踏まえ、本県の対処方針を変更したところです。

県民の皆様方には、緊急事態措置実施区域との不要不急の往来を控えていただくことについて御協力をお願いすることとしておりますが、県の業務に関しても、これらの地域への出張は、緊急・やむを得ない場合を除き避けてください。

また、緊急事態宣言の発出により、今後も本県の観光産業等への影響が見込まれるところであり、関係事業者への影響緩和を図るため、12月に措置した「あおもり宿泊キャンペー

ン新春」や「県産品を買って贈ってスマイルキャンペーン」について、より一層の周知と活用の促進に努めてください。

その他の分野においても、緊急事態宣言発出の影響を適切に把握・分析の上、必要となる施策について速やかに実施するよう指示します。

次に、県立高校において発生したクラスターについて、今後、大学入試等が本格化することなども踏まえ、不安の払しょくを図るとともに、受験生が安心して試験を受けられる環境を整えるよう最大限配慮してください。

全国的に厳しい感染状況が続くなど極めて重要な局面に置かれているところであり、本県における感染まん延や医療崩壊は何としても回避するとの強い決意の下、県庁全職員が一丸となって全庁体制で取り組むよう指示します。

県民の皆様方にお話しさせていただきます。

はじめに、この年末年始においても新型コロナウイルス感染症に御対応いただいた医療関係者の皆様方、介護・福祉施設等の皆様方、そして各保健所等で防疫・検査業務を実施される方々に対しまして、県民を代表して改めて感謝申し上げますとともに、心より応援を申し上げます。

こうした方々を支えてくださっている御家族をはじめ多くの皆様方に対しましても、お礼を申し上げます。

さて、昨日、政府対策本部長から、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたところです。

併せて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、緊急事態宣言の対象地域となっている1都3県においては、不要不急の外出・移動の自粛や、飲食店等の営業時間の短縮等の要請を行うこととされました。

県としては、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、県の対処方針を変更するとともに、これに基づく協力要請として、県民の皆様方には、これら特定都道府県、要するに東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県ですが、この特定都道府県との不要不急の往来は控えていただくようお願いいたします。

また、特定都道府県から移動してきた方には、滞在中、健康観察を徹底していただくとともに、人との接触は必要最小限にとどめてくださるようお願いいたします。

特定都道府県以外であっても、感染症患者が多数発生している地域への移動については、移動先の感染状況を踏まえ慎重に判断していただくとともに、移動先の自治体を実施する措置に従って慎重な行動をお願いします。

なお、仕事や大学受験・就職活動・各種国家資格試験等のための移動を制限するものではありませんので御留意願います。

青森県においては、継続的に感染症患者が発生し予断を許さない状況が続いています。

また、これまでの間、飲食店における感染クラスターが複数発生しておりますが、これらにおいてはマスク着用等の基本的な感染防止対策が徹底されていなかったことなどが確認されております。

飲食店経営者の皆様方におかれましては、「密接回避」「飛沫防止」「換気」といった、適切な感染防止策を講じるとともに、最新の業種別ガイドラインを御確認の上、これに基づく取組を徹底して営業していただくことを改めてお願いします。

また、県民の皆様方には、重ねてのお願いとなりますが、「三密」の回避など基本的な感染防止対策を徹底していただくことはもとより、「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間に及ぶ飲食」「マスクなしでの会話」など『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当する場面がどこにあるのかそれぞれ御確認の上、場面に応じた感染防止策を実践していただくとともに、会食の際には、「飲酒を伴う場合は、少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる方と」「箸やコップは使い回さない」「体調が悪い人は参加しない」など「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を実践していただくようお願いいたします。

今般の緊急事態宣言の発出に伴い特定都道府県との往来を控えていただくことなどにより、県民の皆様方の生活に少なからず影響が及ぶものと思われませんが、本県における感染まん延や医療の崩壊を避けるためには、県民の皆様方一人お一人の取組の積み重ねが不可欠でございます。

県民の皆様方の特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部を終了します。ありがとうございました。